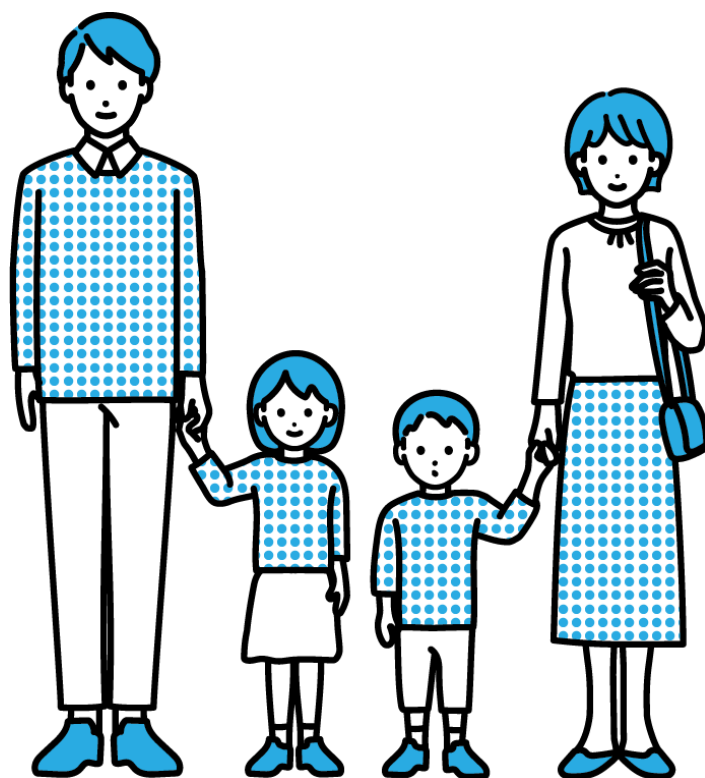


安中市でマイホームをご検討中の皆さんへ

／安中市／

マイホーム取得支援金

～令和5年7月1日以降に定住を開始した方へご案内～



群馬県安中市 政策・デジタル推進課

(令和5年7月発行)

1. 交付対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

□ 安中市内に住宅を初めて取得した方(法人は除く。)

※令和3年1月1日以降に所有権保存登記又は所有権移転登記をしていること。

※住宅を共有で取得した場合は、共有者のうち1人に限る。

※相続、贈与、交換により取得したものを除く。

□ 令和5年7月1日以降において、本支援金の交付の申請をする日までに、当該住宅に定住し、申請後も定住を継続する意思のある方。

※定住とは、当該住宅の所在地に住民登録し、その住宅を生活の本拠としていること。

※本支援金の交付が決定した日から3年以内に転居した場合は、本支援金の返還を求められることがあります。

□ 市税の滞納がない方。

※共有の場合は、共有者にも市税の滞納がないこと。

□ 過去に本支援金、安中市住まいりー奨励金又は安中市勤労者住宅建設利子補給金の交付を受けたことがない方。

□ 暴力団員等でない方(本人を含む世帯員全員)。

★【フラット35】地域連携型について

独立行政法人住宅金融支援機構と連携！

本支援金を交付見込みの方で、住宅金融支援機構による長期固定金利ローン

【フラット35】をご利用の場合、優遇措置として、借入金利が当初5年間(または10年間)年0.25%引き下げられます。

△借入前に、金融機関への申請とは別に、市へ申請する必要があります。

申請書及び添付書類を市政策・デジタル推進課までご提出ください。

2. 交付額

○ 基本額・・・100,000円

(※住宅取得費用(税込)の3%相当額、上限100,000円)

さらに、次の要件を満たすことで、各種加算を受けることができます。

① 転入加算・・・50,000円

申請者(配偶者がいるときは、申請者又は配偶者)が、取得した住宅に定住するにあたって、市外から安中市へ転入した場合。ただし、転入した日から前3年間、安中市の備える住民基本台帳に記録されていない場合に限る。

② 子ども加算・・・50,000円(子ども一人あたり)

申請時に、申請者(配偶者がいる場合は、申請者又は配偶者)に中学生以下の子どもがいる場合。ただし、同居していない場合は、税法上の扶養控除を受けている場合に限る。

③ 空き家バンク加算・・・30,000円

取得した住宅が、安中市空き家バンク登録物件である場合。

④ 新幹線通勤加算・・・200,000円

申請時に、申請者(配偶者がいる場合は、申請者又は配偶者)が県外へ通勤のために定期券により新幹線を利用している場合。

3. 提出書類

○ 申請者全員が提出する書類

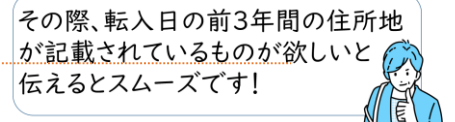
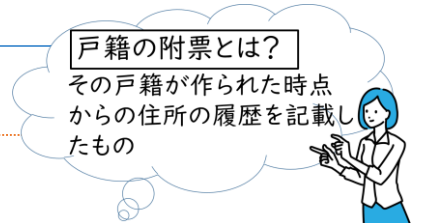
- 安中市マイホーム取得支援金交付申請書(様式第1号)
- 工事請負契約書や売買契約書など、[※]必要事項が分かるものの写し
※必要事項とは……住宅取得費用、建物の所在、契約者の住所、氏名(押印)
- 建物(取得した住宅)の不動産登記事項証明書の写し
※建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を行っていることがわかるもの
- 安中市マイホーム取得支援金交付請求書(様式第4号)
- 通帳等の振込先口座名義、口座番号を確認することができる箇所の写し

○ 各種加算を受ける場合

□ ①転入加算

転入した日(=取得した住宅に定住した日)から前3年間、安中市の備える住民基本台帳に登録されていないことが確認できる書類(戸籍の附票など)

戸籍の附票は本籍地の市町村役場にて取得してください。婚姻などにより本籍地を変更している場合は、前本籍地にて取得する必要があります。



□ ②子ども加算

中学生以下の子が申請者と同一の世帯にいる場合には添付書類は不要です。

事情により中学生以下の子と別居している場合は、申請者(又は配偶者)と子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本、及び申請者が税法上の扶養控除を受けていることを証明できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写し など)を提出してください。

□ ③空き家バンク加算

添付書類は不要です。

取得した住宅が空き家バンク登録物件であることをお申し出ください。

□ ④新幹線通勤加算

就労及び新幹線通勤等証明書(様式第2号)及び新幹線定期券の写し

4. 申請期間

取得した住宅に定住を開始してから1年以内

忘れずに!



◇ 申請から交付までの流れ

申請者



安中市



交付申請



書類確認
・審査

※記載例を参考に申請関係書類を提出してください。



交付決定通知受理



交付決定



受領(指定口座へ)



入金手続き

※入金までは交付決定通知送付からおおよそ1か月程度の期間を要します。
※振込先口座は、申請者ご本人様名義の口座に限ります。

5. 提出先・問い合わせ先

〒379-0192

群馬県安中市安中 1-23-13(本庁舎)

安中市 企画政策部 政策・デジタル推進課 移住定住係

TEL 027-382-1111(内線 1024・1025)

メール iju-teiju@city.annaka.lg.jp

お気軽にお問い合わせください！



◎提出先・問い合わせ先

〒379-0192

群馬県安中市安中 1-23-13(本庁舎)

安中市 企画政策部 政策・デジタル推進課 移住定住係

TEL 027-382-1111(内線 1024・1025)

メール iju-teiju@city.annaka.lg.jp